

才106号

41年10月25日発行

発行 高萩市役所
編集 秘書課
印刷 藤枝印刷所



健康が心をつくる
人をつくる
つよい体力
強い意志

▽体力づくり標語△

市民の夢をどうかなえるか

五年後の市のビジョン

市長 安村 篤

「市民共通のビジョンを実現したい」ということは私の念願であり、目標でもあります。私の過去八年間市政を担当してきて、その間直接間接市民のみならず、さまざまの指摘やら、私の経験、視察、研究などによって確信をえ、高萩市の長期五か年計画の策定に着手いたしました。

めまぐるしいほど変貌する当市の社会状況に対処する長期計画は、なかなかたてにくいのですが、それだからこそ市政の方向だけはキチツと決めてかかる必要があるうかと考えます。

そこで本市の条件を深く考慮し、計画策定の基本的姿勢は、自然条件としての「土地と水」を最高度に活用するため合理的かつ積極的開発をはかりつつ、市民一人一人のもつている「人間資質」の高揚につとめ、市民相互の人間愛を支えとした、明るく豊かな市の姿を築くことにおいた。したがってこの計画において、市の施策の基本的方向として次の四つの柱をかかげこ

れを強力にすすめることとした。

一、美しい住みよい郷土の建設

市民の生産および生活基盤の整備をすすめ、美しく住みよい都市と農山村の建設をはかる。

二、繁栄をもたらし産業の振興

「農商工の振興」という三本の柱を軸としながら各産業の調和ある発展をすすめ、市民の所得と生活の向上を積極的に推進する。

三、知性と健康にみちた市民の育成

市民能力と社会福祉の向上によつて市民の知性と健康をたかめ、教養豊かな文化的、社会を醸成する。

四、あすの飛躍をめざす
開発事業

市勢振興の飛躍をはかるけん引力として、工業団地の造成をはかり、花貫ダム建設による上水道の早急な完備を実現する。

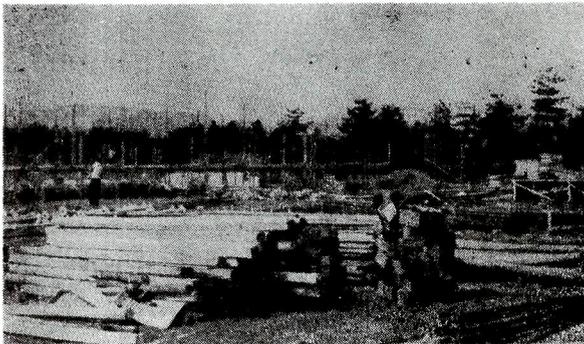
以上四本の柱を軸として策定された長期五か年計画は本市の将来のビジョンを示すものであり、これを実現することによつて本市の将来に大きな飛躍が期待されると信じます。

【写真説明】

建設と開発のつち音茨城宇宙通信実験所



街頭に立つて共同募金運動をする安村市長



11月の園芸メモ

緑の野菜とともに、食後の果物もぜひ自分でつくって食べたいものです。あまり世話がかからず、庭のすみでなつてくれるものは次のようなものです。今月は植えこみの絶好季にあたります。

まず才一に梅はいかがでしょう。花も寒さにさきかけて咲き、実も梅ぼし、梅酒、梅肉エキス、梅すなどいろいろ利用できます。白加賀が普通ですが、小梅やぶんごもまげて植えてはいかがでしょう。すももも植えたいものです。新しい種類は、大きくて色も美しい。これも二種類を混植するのがよいでしょう。いちぢくもよくならす。

日のあたるところで、根をかわかさないうようにすることが、よく繁り、よくならせるコツです。さしきでふやせるのも便利です。秋の柿もぜひ植えたいものの一つです。いろいろ種類がありますが、渋柿もほしいもの。花粉樹としての禅寺丸をまげて植えるといでしょう。

場所があれば、栗も植えつけてと楽しみです。割合早く出しますが、大きくなるので場所をとりま

明るく正しい選挙

きたるべき選挙に備えて 政治への関心と自覚を

民主政治において、主権者である国民の意思が、正しい政治に反映されるかどうかは、国民が、選挙において、どのように考え、どのように行動するかにかかっています。

わが国の選挙は、大別して、国の選挙と地方の選挙に分かれます。国の選挙は衆議院や参議院の国会議員の選挙であり、地方の選挙は私たちの住んでいる県や市町村の長（知事や市長や町村長）と議会の議員の選挙であります。

自分のことは自分でと分けて、という考え方で、私たちの県や市町村に関するいろいろな



義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされず、自分の自由な意志で選びましょう

森吉正照

な問題を、私たちの手で片づけていくことが、地方自治であります。この地方自治を、実際に運営していく直接の担当者、知事であり、市長、町村長であり、議会の議員であります。

私たちは、この人たちの活動を通して、私たちの住む県や市町村を良くし、私たちの生活をたかめていくことができるのであります。

このように、県や市町村の選挙は、その結果がただちに私たちの生活に反映します。したがって選挙は直接私たちの日常生活にひびく、きわめて重要な意味をもっています。

十二月に市長選挙

十二月に行われる予定の市長選挙を機会に私たちは主権者であること、政治は私たちのものであること、生活と政治あるいは政治と選挙の結びつきを深く考え主権者である私たちの意志を正しく自由に行なうことによつて、地方自治を一層進めていかねばならないのであります。

私たちは、選挙によつて私たちの政治に参加するのであります。いかえると選挙こそ、私たちが政治に

参加する唯一つの機会であり、私たちが私達の一票はまことに尊いものといわねばなりません。

いやしくも、これを情実や買収供応などによつて汚されてはならないのであります。

住みよい社会、明るい生活は、私たちの願いであり、この願いを実現するためには、この一票を大切に、明るく正しい選挙が行なわれるよう、一人一人が強い決意を持つて不断の努力を払わねばなりません。

たはこは市内で
買いましょう

四十年途中で「タバコ消費税」として市に納められた額は、なんと二千二百万円市税の中では、市民税、固定資産税につぐ大きな収入源。

△……ところでタバコ消費税は市内で売れたタバコの本数に基づき、専売公社が市に納める税金のこと、したがって市内のタバコ売り上げが多ければ、それだけ市の収入も多くなるしくみです。

△……そこで「タバコはぜひ市内で買いましょう」

税金のはなし

今回は府県税である、不動産取得税について、みなさんに関係の深い部分をとあげて解説してみましよう。

一、不動産取得税とは

不動産とは土地、家屋を言い、取得とは有償、無償を問わず売買、交換、贈与、寄付、法人に対する現物出資、法人に対する現物出資、新増設、埋立、干拓による土地造成等の所有権の取得をいいます。不動産所在の府

// 土地と建物 // [3]

- (1)、保安林、墓地、公共用道路、水道用地、悪水路、溜池等の取得
- (2)、農地法によつて国より土地を売渡されたとき
- (3)、土地改良法により埋立地、干拓地の取得

県で一廻り取得者は課され、納期は一定せず取得の都度おさめます。

二、非課税の範囲

次の各項に該当しますと不動産取得税は非課税になります。

固定資産課税台帳による評価額とされています。例えは五十万円で一万五千円になります。

取得した方は所在の市町村長を経由して知事（県税事務所長）に取得の申告を

- (4)、相続、遺贈による取得
 - 三、課税標準額、税率、申告の義務
- 不動産取得税における課税標準額は土地、家屋とも
- よる換地の取得、農地法の交換分合など
- 四、免税点、減免、不服の申立は
- 三十日以内にする。
- 免税点は土地五万円以下、家屋十五万円以下、その他は八万円以下
- 減免………天災その他特別の事情のある場合
- 決定された評価額に対し、どうしても不服のときは知事に不服の申立をする。
- 五、新築住宅と住宅用地取得に対する軽減の特例
- 住宅を新築したとき百五万円まで控除されます。
- 土地を取得して二年以内に住宅を新築した者は、本人の申請により百五十万円まで軽減出来ます。
- なおくわしい事は高萩県税事務所へおたずね下さい

火災とまちがいのないように 火災警報のサイレンにご注意

冬期より春先にかけて、空気がとくに乾燥（しつ度
が最底四〇パーセント以下）。強風（風速七メートル
以上）が吹くようになるときには、火災になる危険が
もつとも多いうえ、もし出火した時は大火災になるお
それがあります。

このような危険なとき、市ではあらかじめ市内全域
に「火災警報」を発令し、消防署では特別警戒体制を
とり火災に万全をきすることになりましたので市民の
みなさんのご協力をお願いします。

冬期より春先にかけて、空気がとくに乾燥（しつ度
が最底四〇パーセント以下）。強風（風速七メートル
以上）が吹くようになるときには、火災になる危険が
もつとも多いうえ、もし出火した時は大火災になるお
それがあります。

❑火災警報が出ますと
つぎの方法で皆さんにお知
らせしますので、火災と間
違ひませぬように……。

発令のときのサイレン

発令のときは三〇秒鳴ら
し六秒とめる——これを三
回くりかえす。

解除のときは一〇秒鳴ら
し三秒とめる——これを五
回くりかえす。

発令のときの警鐘は

発令は一点と四点との班
打を五回くりかえす。

解除は一点二コと二点と
の班打を五回くりかえす。

◎旗、吹流し、標示板「白
赤の吹流し」を消防署の望
楼に、「白赤の旗」を消防防
団の火の見にあげるほか赤
地に白文字で「火災警報発
令中」と書いた標示板を消
防署や消防団の結所にかか

げます。

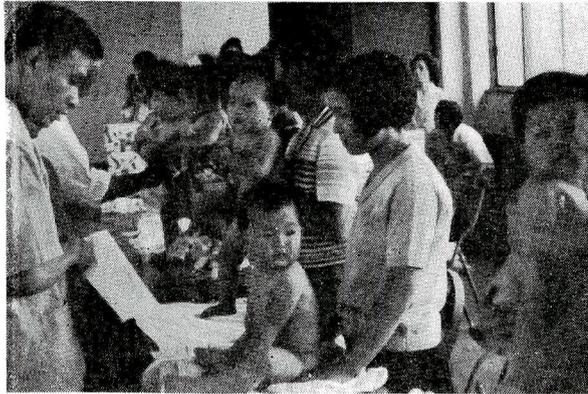
◎放送をよく聞いて

NHKや茨城放送のラジ
オ、テレビ、有線放送、街
頭放送など
でお知らせ
しますので
よく聞いて
下さい。

火災警報
が出たと
きはつき
のことに
充分注意
を

火のもと
にはとくに
注意すると
ともに、つ
ぎのような
火の使用は
おやめ下さ
い。

一、山や野
原で火入れ
をしないこ



今年のはらき赤ちやん
大会や二次審査が九月十四

赤ちやん大会で 優良児二十名を表彰

- 一、花火をあげないこと
- 二、火遊びやたき火をしな
いこと
- 三、燃えやすい物の近くで
タバコをすわない

- 四、残火、とり灰、タバコ
の火はよく始末する
- 五、室内ではローソクなど
の裸火に注意

万一火を出したときはす
ぐ消防署の一一九番に連絡
して下さい

「いっばいの水でもよい、
水を庭にまきましよう」
「水をくみおきましょう」

日午後一時から市役所の三
階大会議室で行なわれまし
た。この審査は各地区から
二〇三名が参加しそのうち
から選ばれた優良な赤ちや
ん二十名が参加して行なわ
れ全員優良児として入選し
ました。しかし優良児とし
て入選しなかつた赤ちやん
もこれからの育児に注意さ
れ、入選された赤ちやんに
負けないよう努力をお願い
します。

最優良児才一位
菊地成一 誠 長男高浜町
大崎真末 有一二女春日町
最優良児才二位
広木裕一 茂美長男東町
坪 智子 忠 長女下手綱

最優良児才三位
白田毅光 仁 長男大和町
仁木智代 重行長女高浜町

11月予防接種のお知らせ

月 日	曜日	種 別	摘 要	時 間	場 所
11月16日～ 11月19日迄		結 核	一般	午前 9.30～ 午後 4.00迄	追つてお知ら せ致します
11月25日～ 11月30日		ガン検診	一般	午前 6.00～ 午前8.00迄受付	追つてお知ら せ致します
11月25日	金	百、チフ	一般	12.30～1.30	東小地区
		百、チフ	一般	1.00～2.30	松岡地区
11月29日	火	百、チフ	一般	1.00～2.30	横川、下君 田、上君田 地区
		百、チフ	一般	1.00～2.30	研修会館
11月30日	水	百、チフ	一般	1.00～3.30	若栗、大能 中戸川、秋 山区地

計量器の定期検査を受けましょう

月 日	時 間	場 所
10月28日(金)	前 9.00 ～ 前11.30	山手公民館
"	后 1.00 ～ 后 3.00	秋山小学校
10月29日(土)	前 9.00 ～ 正 午	有明町高萩車検場
10月31日(月)	前 9.00 ～ 前10.30	鳥曾根三代商店前
"	前11.00 ～ 正 午	大能公民館
"	后 1.00 ～ 后 2.00	若栗公民館
11月1日(火)	前10.00 ～ 前10.30	上君田小学校
"	前11.00 ～ 前11.30	下君田松本彦重商店前
"	后 1.00 ～ 后 2.00	横川豊田商店前
11月2日(水)	前 9.00 ～ 前11.30	川側河内屋商店前
"	后 1.00 ～ 后 3.00	下手綱公民館

- 計量器は掃除して持参下さい。
- 計量器は全部受検して下さい。提出を怠ると定期検査脱
検者として処罰されます。
- 検査は晴雨にかかわらず実施します。



夫婦で月一万円年金……

こんなによく る国民年金

国民年金制度は、昭和十四年に法律ができ、同十四年の十一月から福祉年金の支給が始まり、昭和三十六年四月からは制度の中心である拠出年金が実施されました。

現在では、全国で被保険者数約二〇〇万人、拠出年金の受給者約八万人、福祉年金の受給者三〇〇万人という大世帯に成長しており、勤め人を対象とする厚生年金保険と並んでわが国、公的年金制度の二つの柱ともいえる制度に発展しました。しかし、制度が発足して以来福祉年金のほうは過去三回の年金額の引上げが行われましたが、拠出年金については、据置かれたままとなつてゐるため、ここ数年間の著しい経済成長にと

もなう生活水準の大巾な上昇から取り残され、老後の生活を保障するものとしては不十分な状況でした。昭和四十一年度は国民年金の財政再計算の時期にあたりそこで今回拠出年金の給付水準の大巾な引上げを中心とした制度の改正が行なわれたわけです。改正のあらましは次のとおりです。

□ 拠出年金

(かけ金を納めてもらう)
夫婦で月に一萬円の年金が受けられるようになります。

二十五年間保険料を納めた人の老令年金の額は、年額二万四千円(月額二千円)が年額六万円(月額五千円)に四十年間保険料を納めた人の老令年金の額は年額四万二千円(月額三千五百円)が年額九万六千円(月額八千円)にそのほか障害年金や母子年金、遺児

年金、か婦年金もそれぞれ二倍から二倍半程度引上げられました。

このように大巾な年金額の引上げに加えて支給要件の緩和などの制度改善によりこれに必要な経費をまかなうため、収入のほうも確保しておかなければなりません。この費用は被保険者が拠出する保険料と国庫負担金とによつてまかなわれます。そこで保険料についてもこんどの制度改善にに応じて次のように改められました。

□ 福祉年金

昭和四十二年一月分から二〇才から三〇才までの人月一〇〇円を二〇〇円に三五才から五九才までの人月一五〇円を二五〇円に

福祉年金は費用の全額を国庫金によつてまかなわれてゐるので、年金額の引上げには限度がありません。昭和四十二年一月分からは、二年前から次のように引上げとなりました。



老令	福祉年金	年額一五、六〇〇円が年額一八、〇〇〇円に
障害	福祉年金	年額二四、〇〇〇円が年額二六、四〇〇円に
母子	福祉年金	年額一八、〇〇〇円が年額二四、〇〇〇円に
準母子	福祉年金	年額一八、〇〇〇円が年額二四、〇〇〇円に

保険料は必ず納めましょう!

国民年金は二〇才から六〇才に達するまで四〇年間保険料を納めることができます。現在「三五才」以上の人でいまだに加入もせず、保険料も納めていない人は今すぐ加入して、保険料を納めはじめなければ老令年金はもらえないこととなります。保険料の滞納者も同様です。

三五才以上の方で未加入者や滞納者はありませんか、又二〇才になつた方、会社工場等をやめた方も年金パスに乗りおくれぬよう今すぐ市役所市民課年金係へ届出しましょう。

明るい将来を約束する 小規模企業共済制度

従業員には
経営者のこ
んな場合にそ
なえる。それ
が小規模企業
共済制度です

役員を退いたとき、老後引退したとき、事業をやめたとき、経営者のこんな場合にそなえる。それが小規模企業共済制度です

失業保険や厚生年金保険または中小企業退職金共済制度が、離職後の生活を保障します。同じように経営者にも生活の安定をはかり事業の再建や転業をするための資金が必要です。

この制度は、昭和四十年から国が始めた経営者のためのただ一つの共済制度です。将来の不安をなくし、明るい経営をきずくためこの制度をご利用ください。

この制度の特色

- ◎ 有利です
事業団の事務費は、国の費用でまかなわれますからそれだけ割安、利回りも有利です。
- ◎ 直接本人に支払われます
共済金の支払を受ける権利は直接本人(死亡の場合は、その遺族)に確実に支払われます。
- ◎ 安全です
この制度は全額政府出資の「小規模企業共済事業団」が運用しますから元金はぜつたい安全。しかも将来、高い利回りも保証されています。
- ◎ 還元融資が受けられます
加入者の方は、その必要な事業資金について将来還元融資が受けられます。
- ◎ くいしいことは農商政課市産業課、商工会等へおたずね下さい。